



cutting through complexity

「『企業自身の資本』に関するデリバティブは複雑な会計上の課題があり、IASBの取り組む、資本と負債の分類についての新たなアプローチ開発の前に立ちはだかっている。」

KPMGグローバル  
IFRS金融商品リーダー  
Chris Spall



## 金融商品会計の動向

本ニュースレターは、資本の特徴を有する金融商品に関するプロジェクトについて、IASBの2015年10月の審議の概要を解説しています。

IASBは、前回の会議でIAS第32号「金融商品：表示」の規定が財務諸表利用者に必要とされる特性をどの程度捕捉しているかに関する分析、及びデリバティブでない金融商品について取りうる3つの分類アプローチに関する検討を行ったことを踏まえて、資本の特徴を有する金融商品に関する審議を継続した。

### 概要

#### 資本の特徴を有する金融商品

IASBは10月の会議において、「企業自身の資本」に関するデリバティブの分類に注目した。審議した内容は以下のとおりである。

- 企業自身の資本に関するデリバティブの会計上の課題
- IAS第32号の規定において、それらの課題がどのように取り扱われているか

条件付転換社債 (CoCos) 及び非支配持分に対する売建プット・オプション (NCI puts) 等の特殊な金融商品の分類は、今後の会議において検討する予定である。

プロジェクトの次のステップは、IAS第32号の「固定対固定」の要件の概念的課題に取り組むことである。

#### その他の審議事項－保険及び減損

IASBは、保険契約に関する基準書の適用日より前にIFRS第9号「金融商品」を適用することに関する懸念に対処するための暫定措置について引き続き審議した。この暫定措置については、[保険ニュースレター Issue 49](#)で解説している。

IASBはまた、金融商品の減損に関するIFRS移行リソース・グループ (IFRS Transition Resource Group for Impairment of Financial Instruments, ITG) の活動概要の説明及びリボルビングの与信枠に関連する予想信用損失の測定に関する論点について報告を受けた。詳細は、「[IFRS第9号減損ニュースレター \(Issue2\)](#)」をご参照。

マクロヘッジ会計のプロジェクトは、10月の会議では審議されなかった。

# 資本の特徴を有する金融商品 – 関連する特性

## これまでの経緯

IAS第32号「金融商品：表示」には、負債と資本に金融商品进行分类する規定が含まれている。この二元論的な分類規定を資本の特徴を有する多くの金融商品(ここでは、例えば、償還可能でない、裁量による配当が支払われるような典型的な普通株式は除く)に適用した場合、重要な実務上の論点が生じる。過去において、IFRS解釈指針委員会にはこの分野に関する複数の質問が寄せられたが、一部のケースは結論に至らなかった。IFRS解釈指針委員会は、それらのいくつかについてはIFRSの基礎的な概念の検討を要するため、IASBに委ねた。

IASBは2008年にディスカッション・ペーパー(DP)「資本の特徴を有する金融商品」を公表した。しかし、リソースの問題により、IASBはこのトピックに関する公開草案(ED)を公表することができず、プロジェクトは中断した。その後、IASBは「財務報告に関する概念フレームワーク」プロジェクトの一環で一部の課題について審議した。

2014年10月、IASBは資本の特徴を有する金融商品に関するプロジェクトを再開し、プロジェクトを2つ(分類、並びに表示及び開示)に分けることを決定した。IASBは、このプロジェクトにより、概念フレームワークの負債と資本の定義が修正される可能性がある<sup>1</sup>と述べた。2015年5月に負債と資本を区別する概念上及び適用上の課題について審議するまで、IASBは公式にはこのプロジェクトの再検討を行わなかった。

2015年6月、IASBは請求権の測定及び資本と負債の区別に関連する特性を特定した。IASBは、ある特性が将来キャッシュフローの見込みに影響を及ぼす可能性がある場合、その特性は関連しているとした。

2015年7月、IASBは、財務諸表利用者が財政状態計算書及び経営成績における情報を用いて行う可能性のある評価における、これらの特性の関連性を分析した。

2015年9月、IASBは、デリバティブ以外の金融商品の分類に注目した。IASBは、IAS第32号の規定が、財務諸表利用者の評価に必要な特性をどの程度補足しているかについて審議した。また、3つの取りうる分類のアプローチについても検討した。

デリバティブ以外の金融商品について審議された論点に加えて、企業自身の資本に関するデリバティブの会計処理もまた、デリバティブはその他関連する特徴を有するため、課題である

## 【問題の所在】

スタッフは、企業自身の資本に関するデリバティブの会計規定の一貫性、網羅性及び明瞭性は最も重要であるが、以下のような多くの課題によりその達成は困難であると述べた。

- 多種多様な契約
- 異なる契約の組合せを用いて類似する経済的効果を容易に再現できること
- これらの契約条件の複雑性(場合によっては不明確さ)

デリバティブ金融商品には、他の当事者と基礎金融資産または金融負債を交換する契約上の権利または義務が含まれる。デリバティブは、それぞれのレグが一方の交換を示す、2つの「レグ」を有する交換契約とみなすことができる。

企業自身の資本に関するデリバティブの他とは異なる特徴は以下のとおりである。

- 交換する基礎金融商品の1つは、資本の定義を満たす(資本レグ)。
- もう一方の基礎金融商品は、金融資産レグまたは金融負債レグのいずれかである(例:特定数の企業自身の株式と交換に現金を支払う先渡契約)。

<sup>1</sup> IASBは、2015年5月にED「[財務報告に関する概念フレームワーク\(ED/2015/3\)](#)」を公表した。本ニュースレターにおける概念フレームワークは、従来の財務報告に関する概念フレームワークを参照している。

資本ではないレグの変動は収益及び費用の定義を満たすが、資本レグの変動はその定義を満たさない。

したがって、負債と資本の区別に係らず、企業自身の資本に関するデリバティブは、資本の定義を満たす基礎金融商品と満たさない基礎金融商品の組合せであるというだけの理由で会計上の課題が生じる。

### 【今月の会議の基礎となる事項】

請求権を区別することにより生じる結果を説明するために、スタッフは2015年6月、7月及び9月の会議で以下の金融商品を例として用いた。容易に参照できるようにするために、以下にこれらの例を説明する表を再度表示している。

請求権の種類	説明
普通社債	企業は特定の通貨において指定された金額と同額の現金を、企業の清算前の特定の時期に、すべての他の請求権に優先して引き渡す義務を有している。
公正価値により償還可能な株式	企業はこの請求権を公正価値により、企業の清算前の特定の時期、または保有者の要求があった場合に、現金で決済する義務を有している。  ただし、普通株式と同様に(以下を参照)、経済的資源及び企業が支払いを求められる請求権の金額は特定されていない(すなわち、株式の公正価値は、認識済み及び未認識の経済的資源及び他の請求権の合計額を反映している)。
株式により決済される社債	企業はこれらの請求権を、経済的資源を用いて決済することを要求されない(すなわち、現金の代わりに、指定された金額と価値が等しい自社の普通株式の可変数を用いる)。しかし、普通社債と同様に、請求権を決済するために企業が必要とする金額または金額の変化率が特定されている。
累積的優先株式	これらの請求権は、企業の清算前の決済は要求されない。  しかし、普通社債と同様に、請求権を決済するために企業が必要とする金額または金額の変化率が特定されている。
普通株式	企業は、他のすべての請求権を満たした後に継続して企業の支配下にある、経済的資源の持分(その種類及び金額を問わない)を清算時に移転する義務はあるものの、それ以外のいかなる義務も有していない。

IASBは2015年9月の会議において、プロジェクトでさらに開発予定の3つの取りうる分類アプローチを審議した。以下の表は、スタッフが説明したそれら3つのアプローチの概要を示し、負債と資本の区別に用いた特性を明確にしている。また、例として用いた金融商品に、これらの区別をどのように適用するかについても説明している。

	アプローチα	アプローチβ	アプローチγ
<b>負債と資本の区別に関連する特性</b>	決済が求められる時期	請求権の決済に必要な経済的資源の金額	決済が求められる時期、及び請求権の決済に必要な経済的資源の金額
<b>区別のための特性の適用</b>	清算前に経済的資源を移転する義務は負債として分類する。その他の請求権はすべて、資本として分類する。	企業の経済的資源に依存しない金額の義務は負債として分類する。その他の請求権はすべて、資本として分類する。	以下のいずれかに該当する義務は、負債として分類する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 清算前に経済的資源を移転する義務</li> <li>■ 企業の経済的資源に依存しない金額に関する義務</li> </ul> その他の請求権はすべて、資本として分類する。
<b>普通社債の分類</b>	負債	負債	負債
<b>普通株式の分類</b>	資本	資本	資本
<b>公正価値により償還可能な株式の分類</b>	負債	資本	負債
<b>株式により決済される社債の分類</b>	資本	負債	負債
<b>累積的優先株式の分類</b>	資本	負債	負債

スタッフは、企業自身の資本に関するデリバティブの会計上の課題を審議した

## 【IASBスタッフの審議】

### 様々な種類の企業自身の資本に関するデリバティブ

スタッフは、企業自身の資本に関するデリバティブは、以下の点で区別できることを識別した。

- 基礎となる交換
- 条件
- 負債と資本の区別に関連する特徴

#### 基礎となる交換

基礎となる交換には、基本的に2つの種類がある。

- 資産と資本の交換—企業自身の資本の引渡しと交換に、金融資産を受け取る(交換する両方の項目ともに企業の既存の金融商品ではない場合)
- 負債と資本の交換—企業自身の資本または金融負債の引渡しと交換に、既存の金融負債または資本性金融商品が消滅する

#### 条件

デリバティブの基礎となる交換は、以下のいずれかに該当する。

- 無条件(例:先渡契約)
- 以下の事象に関する条件が付されている。
  - 取引相手の支配が及ぶ事象(例:売建オプション)
  - 企業の支配が及ぶ事象(例:買建オプション)
  - 両当事者の支配が及ばない事象(例:条件付先渡契約)

#### 負債と資本の区別に関連する特徴

スタッフは、開発途中の分類アプローチの重要な特性であることを踏まえて、決済が求められる時期及び請求権の決済に必要な経済的資源の金額に注目して分析を行った。

#### 決済が求められる時期

デリバティブは通常、清算前に決済することが求められる。以下の表は、仮に、決済が求められる時期のみに基づいて負債と資本を区別する場合、アプローチα及びアプローチγにおけるデリバティブの分類を示している。

決済方法	経済的資源を移転する時期	分類
現金または他の金融資産で純額決済(すなわち、ネット・ポジションと同額の変動金額の現金または他の金融資産を現物で受け取るまたは引き渡す)	デリバティブ全体について清算前	全体として金融資産または金融負債のいずれかに分類する。
企業自身の資本で純額決済(すなわち、ネット・ポジションに見合う、変動数の基礎資本性金融商品を現物で受け取るまたは引き渡す)	清算前に経済的資源の移転は求められない。	全体として資本性金融商品に分類する。

決済方法	経済的資源を移転する時期	分類
総額決済(すなわち、資本性金融商品ではない商品と交換に基礎資本性金融商品を現物で受け取るまたは引き渡す)	移転の一方は清算前であるが、他方は清算前でない。	デリバティブの一部分は金融資産または金融負債、他の部分は資本性金融商品であるため、これらアプローチの課題である。

#### 請求権の決済に必要な経済的資源の金額

デリバティブは、交換する基礎金融商品の金額を様々な方法で特定しうる。これらには、以下の方法が含まれる。

- 固定額の基礎金融商品の交換(例:固定数の普通株式の引渡しと交換に固定額の現金または他の金融資産の受取り)
- 基礎金融商品の1つまたは両方が可変金額である交換(例:可変数の普通株式の引渡しと交換に固定額の現金または他の金融資産の受取り)
- 一方の可変金額のレグが他方のレグの価値を参照する交換(例:固定数の普通株式と可変金額の現金を交換する契約で、両方のレグとも普通株式の価値に等しい場合)

以下の表は、仮に、企業の経済的資源に依存しない金額か否かのみに基づいて負債と資本を区別する場合、アプローチβ及びアプローチγにおけるデリバティブの分類を示している。

何が交換されるか?	企業の経済的資源に依存しない金額か?	デリバティブはどのように分類されるか?
企業の経済的資源に依存しない金額と同額の基礎金融商品	はい(デリバティブ全体として)	経済的資源の移転が必要か否かに関係なく、全体として金融資産または金融負債のいずれかに分類する。
企業の資本性金融商品と同額の基礎金融商品	いいえ(デリバティブ全体として)	経済的資源の移転が必要か否かに関係なく、全体として資本として分類する。
交換する片側レグー企業の経済的資源に依存しない金額 交換する他方のレグー企業の経済的資源に依存する金額	はい(全体のデリバティブのうち一部分は該当するが、他の部分は該当しない)	デリバティブの一部分は金融資産または金融負債で、他の部分は資本性金融商品であるため、これらアプローチの課題である。

## KPMGの見解

スタッフの分析では、総額決済が必要な企業自身の資本に関するデリバティブは、デリバティブの一部が金融資産または金融負債に、また他の部分が資本性金融商品に分類されるため、その会計処理は3つのすべてのアプローチ(すなわち、アプローチ $\alpha$ 、アプローチ $\beta$ 及びアプローチ $\gamma$ )において課題であることが強調された。

KPMGは、アジェンダ・ペーパー上、金融商品の「金額」特性への言及が完全に明確なわけではないと考えている。アプローチ $\beta$ 及びアプローチ $\gamma$ は、「請求権の決済に必要な経済的資源の金額」に注目するとしている。しかし、アプローチをどのように適用するか(デリバティブを含む)の説明において、アジェンダ・ペーパーは、デリバティブの経済的資源の移転の要否にかかわらず、企業の経済的資源に依存しない金額が否かに言及している。すなわち、ここでの「金額」は、金融商品の決済に必要な経済的資源または資本性金融商品の価値に言及していると考えられる。

スタッフは、様々な種類のデリバティブがそれぞれの条件に基づいて区別できると指摘している。ただし、2015年10月の会議では、デリバティブの条件に関する特性が3つの分類アプローチにどのように影響するかについて分析していない。

スタッフは、デリバティブに関して3つの決済方法の概要を説明した。IAS第32号にも、当事者に決済方法の選択権がある(例:発行者または保有者が、純額現金決済または現金と株式の交換による決済を選択できる)デリバティブの決済方法の選択肢に関するガイダンスが含まれている。スタッフは、決済方法に関する選択権が、分析にどのような影響を与えるかについては特に議論しなかった。

スタッフは、IAS第32号が企業自身の資本に関するデリバティブの会計上の課題をどのように対処しているのか分析した

## IAS第32号の関連規定

スタッフは、企業自身の資本に関するデリバティブは以下の規定が関連していると指摘した。

- 固定対固定の要件(資産と資本、及び負債と資本の交換に適用される)
- 償還義務に関する規定(負債と資本の交換に適用される)

### 固定対固定の要件

固定対固定の要件は、IAS第32号における金融商品の定義の一部である。デリバティブは、以下の両方を満たす場合にのみ、資本性金融商品として分類される。

- 固定対固定の要件を満たす(すなわち、固定数の企業自身の資本性金融商品と企業の機能通貨による固定額の現金(または金融資産)の交換)
- デリバティブは総額決済される

IAS第32号は、企業自身の資本に関するデリバティブを全体として、資本または資本以外のいずれかに分類することを求めている。固定対固定の要件は、外貨建のライツ・イシュー(rights issue)に関する例外が1つある。

スタッフは、総額決済される、固定数の普通株式の引渡しと交換に現金を受け取る単純な先渡契約の例を用いて、「固定対固定」の条件に基づく分類の課題や利点及び欠点を説明した。スタッフは、この契約に関して3パターンの検討を行った。

- 設例1: 固定対固定
- 設例2: 外貨建のライツ・イシューに関する例外
- 設例3: 固定対固定ではない(資産レグは変動する)

#### 設例1: 固定対固定

企業は、固定数の普通株式の引渡しと交換に固定額の現金(100)を受け取る先渡契約を締結した。開始時の株式及び現金の価値(それぞれ100)は等しかったため、契約はゼロで当初認識された。契約は総額決済される。当初認識後、それぞれのレグの価値は以下のとおり変動した。

シナリオ	受取現金の価値	引渡株式の価値	契約の ネット・ポジション
A	100	80	20
B	100	120	(20)

固定対固定の要件を満たすため、金融商品は全体として資本に分類される。資産レグは固定されているため、両方のシナリオで示された変動は、引渡株式(資本レグ)の価値変動によってのみ生じるものである。これらの変動及び契約のネット・ポジションは、財務諸表上に認識されない。

#### 設例2: 外貨建のライツ・イシューに関する例外

企業は、固定数の普通株式の引渡しと交換に固定額の外貨(すなわち、企業の機能通貨以外)を受け取る先渡契約を締結した。当該金融商品は、デリバティブ以外の、同一クラスの企業自身の資本性金融商品の既存の所有者すべてに比例的に提供され、外貨建のライツ・イシューに関する例外の要件を満たす。開始時の株式及び現金の価値(それぞれ100)は等しかったため、契約はゼロで当初認識された。契約は総額決済される。当初認識後、それぞれのレグの価値は以下のとおり変動した。

シナリオ	受取現金の価値	引渡株式の価値	契約の ネット・ポジション
A	120	80	40
B	120	140	(20)
C	80	60	20
D	80	120	(40)

外貨建のライツ・イシューに関する例外の要件を満たすため、金融商品は全体として資本に分類される。契約のネット・ポジションの変動は、引渡株式の価値変動及び外貨建の受取現金に相当する機能通貨の変動により生じるものである。しかし、契約が資本として分類されるため、価値の変動及び契約のネット・ポジションすべては、財務諸表上認識されない。



### 例3: 固定対固定ではない(資産レグは変動する)

企業は、固定数の普通株式の引渡しと交換に商品価格指数に基づく変動金額の現金を受け取る先渡契約を締結した。開始時の株式及び現金の価値(それぞれ100)は等しかったため、契約はゼロで当初認識された。契約は総額決済される。当初認識後、それぞれのレグの価値は以下のとおり変動した。

シナリオ	受取現金の価値	引渡株式の価値	契約の ネット・ポジション
A	120	80	40
B	120	140	(20)
C	80	60	20
D	80	120	(40)

固定対固定の要件が満たされないため、金融商品は全体として金融資産または金融負債のいずれかに分類される。契約のネット・ポジションの変動は、以下の変動により生じるものである。

- 引渡株式の価値の変動
- 商品価格指数の変動に基づく受取現金の変動

すべての価値の変動は収益または費用として認識される。

これらの例に基づいて、スタッフは、企業自身の資本に関するデリバティブに対して固定対固定の要件を適用する利点及び欠点を以下のとおり特定した。

<b>利点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 固定対固定の要件を用いてデリバティブを全体として分類するアプローチは実用的であり、デリバティブを基礎となるレグの構成要素に分解する必要がない。</li> <li>● このアプローチは、以下の理由から固定対固定の要件を満たす金融商品に有効である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 契約のネット・ポジションの変動は、基礎となる資本レグの価値の変動によりのみ生じるものである。</li> <li>－ これらの変動は純損益に認識されない。</li> </ul> </li> </ul>
<b>欠点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金融商品が固定対固定の要件を満たさない場合、金融商品を全体として分類することにより以下のような結果になる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 基礎となる金融商品が資本性金融商品である一部の契約は金融資産または金融負債として会計処理され、結果的に生じるすべての価値変動(基礎となる資本性金融商品の変動を含む)は純損益に報告される。</li> <li>－ 基礎金融商品が金融資産である一部の契約は、(外貨建のライセンス・イシューに関する例外の要件を満たす場合は)資本性金融商品として会計処理され、基礎となる資産レグの変動は純損益に認識されない。</li> </ul> </li> <li>● 固定対固定の要件において「固定」という用語が必ずしも明確でないため、適用上の問題が生じる。例えば、企業の機能通貨という観点で「固定」、または金融資産の数量またはユニットという観点で「固定」を指す可能性がある。</li> </ul>

## 償還義務に関する規定

償還義務に関する規定は金融負債の定義に基づくもので、企業自身の資本を買い戻す義務を、償還金額の現在価値で金融負債として分類することを企業に求めている。この規定は、義務が取引相手の償還権の行使を条件としている場合にも適用される。償還義務に関する規定には1つの例外があり、プッタブル金融商品及び清算時に生じる義務は特定の条件を満たす場合には、資本として分類される。

これらの規定とIAS第32号の複合商品に関する規定は関連している。契約の仕組みにかかわらず、金融負債の定義を満たす効果を与えるすべての契約は、会計処理が類似することになる。

スタッフは、単純な資本と負債の交換に関する以下の設例を用いて、償還義務に関する規定を適用する課題、並びに利点及び欠点を説明した。

- 設例4: 単純な転換社債
- 設例5: 企業自身の資本に関する売建プット・オプション
- 設例6: 債券と交換に企業自身の資本を消滅させる先渡契約

### 設例4: 単純な転換社債

企業は、発行日から1年後に保有者に現金110の支払いが求められる債券を、100で発行した。発行日から1年後に、保有者は現金の代わりに企業の普通株式100を受け取ることを選択することもできるが、現金110と株式100の両方を受け取ることはできない。請求権には、支払いに関する無条件の権利は付されておらず、取引相手または企業は1年間転換または償還することができない。

IAS第32号では、発行者は、転換社債を複合商品として以下のとおり会計処理する。

- 請求権について、転換要素なしで発行された同一の債券の公正価値に等しい当初金額(例: 110の割引後現在価値95)で、金融負債を認識する。
- 発行日における金融負債の公正価値と転換社債の公正価値との差額(すなわち、残余5)を資本として認識する。
- 金融負債の利息費用15を1年にわたり認識する。
- 行使日には、保有者の選択次第で現金の支払い(110)を認識するか、または金融負債の帳簿価額(110)を資本に分類変更する。

### 設例5: 企業自身の資本に関する売建プット・オプション

企業は、普通株式100及び売建プット・オプションを現金100で発行する。発行日から1年後に、取引相手は（企業の普通株式100の売戻しと交換に）現金110を受け取る権利があるが、現金を受け取りかつ株式を保持することはできない。請求権は、期間中無配当で、取引相手または企業は1年間転換または償還することができず、プッタブル金融商品に関する例外規定の要件を満たさない。

IAS第32号では、発行者は、売建オプション及び普通株式を以下のとおり会計処理する。

- 普通株式100を資本として認識する。
- 償還金額の現在価値（例：発行日において、110の割引後現在価値95）を金融負債として認識する。
- 金融負債として認識した金額を資本から分類変更する。
- (a) 普通株式100及び売建プット・オプションを合せた発行日における公正価値と(b) 金融負債との差額（すなわち、残余5）を、引き続き資本として認識する。
- 金融負債の未払利息15を1年にわたり認識する。
- 行使日には、現金の支払い（110）を認識するか、またはオプションが行使されなければ金融負債の帳簿価額（110）を資本に分類変更する。

表現は異なるものの、設例4及び設例5の特性は類似している。

- 両方の設例において、現金100で発行されている。
- 両方の設例において、発行日から1年後に、取引相手に以下のいずれかを選択する権利が与えられている。
  - － 企業に支払い110を要求する。
  - － 普通株式100に対する権利で企業に投資し続ける。

IAS第32号は、金融商品はその類似する特性によって同一に会計処理されるべきである、という暗黙の考え方に基づいている。以下の表はこれを説明するもので、当初認識時の分類を表している。

	単純な転換社債	企業自身の資本に関する 売建プット・オプション
受取額	100	100
金融負債	95	95
資本	5	5

これらの2つの金融商品は、個別に検討が必要な追加的な権利または義務（例：転換社債はクーポンまたは利息の支払いが必要な可能性があり、プッタブル株式は期間中配当に対する権利がありうる）などの相違がある可能性がある。

## 設例6:債券と交換に企業自身の資本を消滅させる先渡契約

企業は、普通株式100及び1年後に現金110で株式を買い戻す先渡契約を発行する。したがって、株式は強制的に償還される。企業は、発行日に株式100と先渡契約に対して現金95を受け取る。請求権は、期間中無配当で、取引相手または企業は1年間転換または償還することができず、プッタブル金融商品に関する例外規定の要件を満たさない。

企業は、IAS第32号に基づいて以下のとおり会計処理する。

- 償還金額の現在価値(例:発行日において、110の割引後現在価値95)を金融負債として認識する。
- 当該金額を資本から分類変更する。

先渡契約は無条件である。この契約の会計処理は、資本の残余価値がゼロまたは存在しないことから、設例4及び設例5とは異なる。

これらの設例に基づいて、スタッフは、企業自身の資本に関するデリバティブに、償還義務に関する規定を適用する場合の以下の利点及び欠点を特定した。

利点	<ul style="list-style-type: none"><li>● 同一の経済的結果になる契約の会計処理は類似している。</li></ul>
欠点	<ul style="list-style-type: none"><li>● 償還金額が基礎となる株式の価値に等しい場合(すなわち、普通株式の価値に等しい変動額の現金を引き渡す義務がある場合)、金融負債または資本としての分類が開発途中の3つの分類アプローチで異なる。</li><li>● IAS第32号の規定は、会計処理が結果的に類似するものでも、異なる方法で基準書の様々な箇所に表現されているため、一貫性、網羅性及び明瞭性の欠如から適用上の課題が生じる。</li><li>● 償還義務に関する規定は、以下の会計処理に関して明確でない。<ul style="list-style-type: none"><li>－ 現金の支払義務がない可変数の株式により決済される償還義務</li><li>－ 償還義務に関する規定から生じる資本に残る構成要素</li><li>－ 期間中に行われる裁量による支払い</li></ul></li></ul>

## KPMGの見解

スタッフは、IAS第32号における企業自身の資本に関するデリバティブの分類との関連性から、固定対固定の要件及び「償還義務」に関する規定に注目して分析を行った。スタッフは、多くの概念上及び適用上の課題を指摘した。

スタッフが指摘したとおり、デリバティブは、厳格な固定対固定の要件を満たさなければ、通常、金融商品全体として金融資産または金融負債として会計処理される。

これは、分類に「客観的な指標に基づく(bright line)」のアプローチを設けるもので、金融商品の契約条件に潜在的な変動性を含めることにより会計処理が大きな影響を受ける。また、単にデリバティブ保有者と既存株主の相対的な経済的持分の維持を目的とした転換比率または行使価格の調整である希薄化防止条項は、固定対固定のテストにおいて実務上工夫して対応されている。

スタッフは、10月の会議ではさらに分類に注目して、固定対固定の要件及び償還義務に関する規定を検討した。ただし、これら2つがどのように相互作用しているのか、また測定及び表示において何を意味するのかを検討することも重要である。

固定対固定の要件を満たさないデリバティブは通常、2つのレグの公正価値純額で測定され、その変動は純損益に影響を与える。一方、償還義務は通常、償還金額の現在価値で、償却原価のような負債総額で認識されることになる。また、企業自身の資本に関するデリバティブにおいて償還義務がある場合は通常、固定対固定の分析よりも優先される。例えば、仮に固定対固定の要件に基づいてデリバティブを(一般には全体として)資本として分類することが求められたとしても、デリバティブに償還義務が含まれていれば、デリバティブでない負債が契約から取り出されることになる。

同様に、仮に固定対固定の要件を満たさず、純損益を通じて公正価値で測定されるデリバティブとして金融商品を会計処理しなければならないように見えても、金融商品に含まれる償還義務を認識しなければならないことからこの会計処理が覆される可能性がある。

スタッフは、識別した課題に対処するために、プロジェクトの次のステップを審議した

## 今後取りうる方針

スタッフは、分析により識別した課題の一部をどのように検討すべきかについて当初の見解を審議した。スタッフはまた、条件付転換社債(CoCos)及び非支配持分に対する売建プット・オプション(NCI puts)等の特殊な金融商品の分析は、今後の会議において行うと述べた。

## 開発途中の3つの分類アプローチの影響

3つのアプローチに基づいた負債と資本の区別の相違は、一部のデリバティブに関係する。したがって、これらのアプローチがさらに開発されるに伴い、デリバティブの規定に影響を与える変更を検討しなければならない。影響を受けるデリバティブには、以下のものが含まれる。

- 可変数の株式を引き渡す義務が含まれるデリバティブ
- 金融資産または企業自身の資本性金融商品で純額決済されるデリバティブ
- 行使価格が企業自身の資本の公正価値と同額の、企業自身の資本に関するデリバティブ

### 固定対固定の要件の概念的課題

スタッフは、固定対固定の要件を用いてデリバティブを分類する利点及び欠点(前述)を踏まえて、他の特殊なデリバティブを分析した後に検討すべき以下の2つの代替案を提案した。

- 基礎金融商品をより忠実に表現するために、デリバティブをさらに細かい構成要素に分解する。ただし、それに伴う複雑性及び金融商品の多種多様性を考慮して、このようなアプローチの実行可能性を検討する必要がある。
- すべての企業自身の資本に関するデリバティブを、固定対固定の要件を満たしたとしても、金融資産または金融負債に分類する。このアプローチはより実用的であるが、以下の影響を伴う。
  - － 基礎となる資本レグの変動を収益または費用として認識することになる。
  - － 固定数の普通株式を発行して決済するデリバティブではない義務を金融負債として分類するために、類似する変更が求められる。

### 企業自身の資本に関するデリバティブの既存規定の適用上の課題

企業自身の資本に関するデリバティブに対して固定対固定の要件及び償還義務に関する規定を適用することによる課題(前述)は、3つのアプローチの開発に伴い対処される予定である。

#### KPMGの見解

スタッフの分析では、固定対固定の要件の適用上の課題に対処する1つの代替的アプローチとして、デリバティブをさらに細かい構成要素に分解することが提案された。しかし、このアプローチは、デリバティブではない金融商品の扱いと整合しない会計単位の問題を生じさせる可能性がある。

IFRS解釈指針委員会は過去に、デリバティブではない金融商品に関する会計単位を検討した。IFRS解釈指針委員会は、可変数の企業自身の資本性金融商品を引き渡す単一の義務は、金融負債の定義を満たすデリバティブでない義務であると述べた。したがって、金融商品に資本の定義を満たす構成要素が含まれているか否かを評価するために、この金融商品を構成要素にさらに細かく分解することはできない。

IASBはスタッフの  
分析に概ね合意し、  
今後取りうる方針に  
対してコメントを表明  
した

### 【IASBの審議事項】

IASBは10月では会議において意思決定を行っていない。ただし、IASBのメンバーは、企業自身の資本に関するデリバティブの会計処理に関する課題、及びIAS第32号の規定でこれらの課題がどのように取り扱われているか（固定対固定の要件及び償還義務に関する規定）に関するスタッフの分析に概ね合意した。

メンバーの1人は、なぜ固定対固定の要件が資本分類になるのか詳細な説明を求めた。

もう1人のメンバーは、開発途中の3つの分類アプローチは、キャッシュ・アウトフローを重視しているが、デリバティブにはキャッシュ・インフローのレグもあることについてコメントを表明した。これらのアプローチが今後開発されるに伴い、スタッフは、この特徴及びデリバティブに固有の特性を検討する必要がある。

一部のメンバーは、単に実務上の適用が非常に複雑であるという懸念だけで、デリバティブを構成要素に分解するアプローチを排除しないよう求めた。

# KPMGコンタクト

## Americas

**Reza van Roosmalen**

**T:** +1 212 954 6996

**E:** rezavanroosmalen@kpmg.com

**Dilshad Hassen**

**T:** +1 416 777 8978

**E:** dhassen@kpmg.ca

## Asia-Pacific

**Reinhard Klemmer**

**T:** +65 6213 2333

**E:** rklemmer2@kpmg.com.sg

**大川 圭美**

**T:** +81 3 3548 5107

**E:** Tamami.Okawa@jp.kpmg.com

## Europe, Middle East, and Africa

**Colin Martin**

**T:** +44 20 7311 5184

**E:** colin.martin@kpmg.com.uk

**Venkataramanan Vishwanath**

**T:** +91 22 3090 1944

**E:** vv@kpmg.com

## 【謝辞】

本ニュースレターの主な執筆者であるAngie Ah Kunの努力に謝意を表します。

また、レビュアーであるChris Spallの貢献にも謝意を表します。

## 編集・発行

**有限責任 あずさ監査法人**

**IFRSアドバイザリー室**

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

**ファイナンシャルサービス本部**

このニュースレターは、KPMG IFRG Limitedが2015年10月に発行した「IFRS-Financial Instruments Newsletter Issue 27」を翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

[www.kpmg.com/jp/ifrs/](http://www.kpmg.com/jp/ifrs/)

IFRS金融商品ニュースレター (IFRS – Financial Instruments Newsletter) は、KPMGが提供する、IASBの金融商品プロジェクトに関する最新情報です。

当該ニュースレターにおいて解説された内容に関し、追加的な情報をお求めの方は、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡下さい。